

国家戦略特別区域 区域計画 (案)

目次

1. 東京圏	1
2. 関西圏	2
3. 福岡市・北九州市	3
4. 愛知県	4
5. つくば市	5

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和 6 年 5 月 29 日
東京圏国家戦略特別区域会議

1 略

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) ～ (30) 略

(31) 名称：国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業

内容：外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第 17 条の特例等に関する法律の特例

(国家戦略特別区域法第 24 条の 2 に規定する国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業)

以下に掲げる診療所において、医療分野の国際交流の進展に寄与することを目指し、医療研修を目的として来日した外国医師等に対して臨床修練を実施する。

① F MF 胎児クリニック東京ベイ幕張（千葉県千葉市）【令和 6 年 9 月に実施予定】

以下 略

関西圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和 6 年 5 月 29 日

関西圏国家戦略特別区域会議

1 略

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) ～ (23) 略

(24) 名称：国家戦略特別区域調剤業務一部委託事業

内容：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

以下に掲げる地域において、保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止する措置を講じた上で、薬局開設者が、その薬局で行う調剤の業務の一部を他の薬局で行うことを当該他の薬局の薬局開設者に委託する事業を実施する。

- ① 大阪府大阪市が薬局に対する指導監督を実施する以下の地域
 - ・大阪市全域【令和 6 年度より実施】

以下 略

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和 6 年 5 月 29 日
福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議

1 略

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) ～ (5) 略

(6) 名称：国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業

内容：創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例

(国家戦略特別区域法第 19 条の 2 に規定する国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業)

区域内において、以下に掲げる創業者（設立の日以後 5 年を経過していないもの）が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する。【直ちに実施】

①～⑳ 略

㉑ GG. SUPPLY 株式会社（福岡市中央区、令和 3 年 6 月 10 日設立）

㉒ MakerKit 株式会社（福岡市中央区、令和 5 年 3 月 17 日設立）

以下 略

愛知県 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和 6 年 5 月 29 日
愛知県国家戦略特別区域会議

1 略

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) ～ (19) 略

(20) 名称：認可外保育施設における指導監督基準に関する特例事業

内容：外国人乳幼児が多い認可外保育施設における指導監督基準の特例
(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事項)

以下に掲げる地域において、認可外保育施設であって当該施設を利用する乳幼児の全て又は多くが外国人であるものについては、保育士等の資格を有する者が保育に従事する者の 3 分の 1 未満であっても、外国の保育資格を有する者を配置するなど一定の要件を満たした場合、認可外保育施設指導監督基準第 1 の 1 (2) に規定する保育に従事する者の数及び資格の要件に適合したものとみなし、外国語による保育の需要に対応する。

- ① 愛知県岡崎市が認可外保育施設に対する指導監督を実施する以下の地域
・岡崎市全域【令和 6 年度より実施】

(21) 名称：国家戦略特別区域海外大学卒業外国人留学生の就職活動促進事業

内容：海外大学卒業外国人留学生の就職活動継続に係る在留資格に関する特例
(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

以下に掲げる地域に所在し、かつ、当該地域を管轄する地方公共団体から一定の要件を満たしていることの確認を受けた日本語教育機関を卒業した留学生であって、さらに当該地方公共団体から一定の要件を満たしていることの確認を受けた者については、卒業後の就職活動延長のための在留資格「特定活動」を特例的に認めることにより、留学生の日本企業への就職を促進する。

- ① 愛知県全域【直ちに実施】

以下 略

つくば市 スーパーシティ型国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和 6 年 5 月 29 日
つくば市スーパーシティ型国家戦略特別区域会議

1 略

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 略

(2) 名称：国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業

内容：国家戦略特別区域データ連携基盤の整備

（国家戦略特別区域法第 2 条第 2 項第 3 号に規定する国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業）

一般社団法人つくばスマートシティ協議会が、先端的区域データ活用事業活動の実施を促進するため、データ連携基盤を整備し、データの安全管理等の措置を適切に講じつつ、移動・物流等の分野におけるオープンデータ及びクラウドデータを収集・整理の上、先端的区域データ活用事業活動を実施する主体にデータを提供する。【直ちに実施】

以下 略